

蒲郡腎臓病ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この会は、蒲郡腎臓病ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、市民の健康寿命の延伸と医療費の適正化に向け、蒲郡市の糖尿病性腎症及び慢性腎臓病予防及び人工透析の導入抑制等のため、医療・保健関係者が連携して協議し、課題解決のための取り組みや分析を進める「蒲郡腎臓病ネットワーク」の運営を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 蒲郡腎臓病ネットワークの推進に関する協議
- (2) 蒲郡腎臓病ネットワークの周知啓発に関すること
- (3) 蒲郡腎臓病ネットワークのホームページの管理に関すること
- (4) 多職種、市民向け研修会の企画運営支援
- (5) 蒲郡腎臓病ネットワーク地域連携パスに関すること
- (6) 蒲郡市民の慢性腎臓病予防（糖尿病性腎症を含む）の推進の取り組み全般に関すること
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、第2条に賛同する関係団体をもって組織する。

2 協議会は、委員25名以内で組織する。

3 協議会は、必要な事業を実施するにあたり事業に応じた部会を組織することができる。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、監事1名を置く。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときには、副会長を会長代行とし、その職務を代行する。

3 監事は本協議会の会計を監査する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された委

員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会は必要に応じて会長が招集し、その議長を務める。

2 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(経費)

第8条 協議会に要する経費は、関係する機関などの負担金を以ってこれに充てる。

2 会計は、年度における事業の実施日に始まり、事業の完了日で終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、蒲郡市健康推進課に置く。

(雑則)

第10条 協議会はこの規約に定めるもののほか、事業の推進に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規約は、令和元年8月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。